

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（環境省）

項 目 名	認定低炭素住宅の所有権の保存登記等に係る軽減措置の延長											
税 目	登録免許税											
要 望 の 内 容	<p><b>【制度の概要】</b> 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）により低炭素住宅の認定を受けた住宅（同法第16条において低炭素建築物とみなされた住宅である特定建築物を含む。）を新築等した場合に、以下のとおり税率を引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権保存登記 本則 4/1000（一般住宅の特例 1.5/1000）→ 1/1000</li> <li>・所有権移転登記 本則 20/1000（一般住宅の特例 3/1000）→ 1/1000</li> </ul> <p><b>【要望の内容】</b> 特例措置の適用期限（令和4年3月31日まで）について、2年間延長する。</p> <p><b>【関係条文】</b> 租税特別措置法第74条の2 租税特別措置法施行令第42条の2 租税特別措置法施行規則第26条の2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平年度の減収見込額</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">—</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td style="text-align: center;">（ —</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td style="text-align: center;">（ —</td> <td style="text-align: right;">百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（ —	百万円）	（改正増減収額）	（ —	百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（ —	百万円）										
（改正増減収額）	（ —	百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 高度な省エネ性能を有する低炭素住宅の普及を促進することで、地球温暖化対策計画に掲げたCO<sub>2</sub>排出量の削減目標を着実に達成する。</p> <p>(2) 施策の必要性 温室効果ガス排出量削減等のための新たな国際的な枠組みである「パリ協定」（2016年11月発効）において、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することが求められている。この達成に向けて、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）において分野別のエネルギー削減量の目標を設定し、家庭部門ではCO<sub>2</sub>排出量を2030年度に2013年度比で約40%削減する目標が設定されており、住宅の省エネ性能の向上を図ることが喫緊の課題となっている。</p> <p>「成長戦略実行計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、住宅・建築物は、2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門のエネルギー消費量削減に大きく影響する分野と位置づけられ、「成長戦略フォローアップ」（令和3年6月18日閣議決定）において、省エネ性能の高い住宅・建築物の整備を行うこととされている。また、「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）において、「2030年度目標の達成に向け、」家庭部門の「排出量を約4割削減する必要がある、住宅の省エネルギー性能の向上等を図る」とされているほか、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日決定）においても、住宅・建築物は、家庭・業務部門のカーボンニュートラルに向けて鍵となる分野と位置づけられており、省エネ性能の高い住宅に対して支援を行い、自立的な普及に向けた環境を整備することとされている。</p> <p>省エネ基準以上の性能を有し、かつ低炭素化に資する措置が講じられた認定</p>											

		低炭素住宅は、高い省エネ性能を確保するために建築費が上昇し、一般住宅に比べて取得費用が高くなっている。これが国民の取得意欲を阻害しないようにするため、本特例措置を延長して税負担額を抑制することで、認定低炭素住宅の普及を引き続き促進し、上記目標の達成、ひいては2050年カーボンニュートラルに向けた取組を進める必要がある。	
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）において、「より高い性能の住宅の建築を促進するため、（中略）低炭素認定住宅などの省エネルギー・省CO<sub>2</sub>のモデル的な住宅への支援を行う。」「低炭素認定住宅等を、新築又は取得した場合の税制優遇措置や、中小工務店に対する技術支援等を行い、他の住宅への波及効果による既存住宅も含めた低炭素認定住宅等の普及を促進する。」と位置づけられており、「住生活基本計画」（令和3年3月19日閣議決定）においても、地球温暖化対策計画を踏まえ、令和12年度における住宅ストックのエネルギー消費量を平成25年度比18%削減する目標が策定されている。</p> <p>（政策評価体系における位置づけ）</p> <p>1. 地球温暖化対策の推進</p> <p>1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</p>
		政策の達成目標	<p>家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比約40%削減（2030年度）</p> <p>住宅ストックのエネルギー消費量を平成25年度比18%削減（令和12年度）</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	2年間（令和4年4月1日～令和6年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	<p>家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量を2013年度比約40%削減（2030年度）</p> <p>住宅ストックのエネルギー消費量を平成25年度比18%削減（令和12年度）</p>
		政策目標の達成状況	<p>家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量：2013年度比23.7%削減（2019年度）</p> <p>住宅ストックのエネルギー消費量：平成25年度比3%削減（平成30年度）</p>
	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>&lt;認定低炭素住宅（特定建築物を除く）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権保存登記 2,885件（令和4年度）、2,815件（令和5年度）</li> <li>・所有権移転登記 50件（令和4年度）、49件（令和5年度）</li> </ul> <p>&lt;特定建築物&gt;</p> <p>0件（令和4～5年度）</p> <p>※令和6年度以降に約530件の適用見込み有。</p>	

	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	高度な省エネ性能を有する住宅の供給を促進するために、低炭素住宅の新築・取得を誘導していくことが有効である。
相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定低炭素住宅に係る住宅ローン減税の拡充（租税特別措置法第41条第10項）</li> <li>・ 認定低炭素住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（租税特別措置法第41条の19の4）</li> </ul>
	予算上の措置等 の要求内容及び 金額	<p>&lt;認定低炭素住宅（特定建築物を除く）関連予算&gt; 環境・ストック活用推進事業（省エネ関係） （令和4年度概算要求額：88億円の内数） 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業 （令和4年度概算要求額：350億円の内数）</p> <p>&lt;特定建築物関連予算&gt; 社会資本整備総合交付金 （令和4年度概算要求額：7,441億円の内数）</p>
	上記の予算上の 措置等と要望項目 との関係	<p>上記制度と相まって、税制においても必要な措置を講じることにより、認定低炭素住宅の普及を図る。</p> <p>また、社会資本整備総合交付金による、事業費等に対する国庫補助等は集約都市開発事業の施行者に対して行うものであり、本特例措置の支援対象（エンドユーザー）とは明確な区別がなされている。</p>
	要望の措置の 妥当性	認定低炭素住宅の普及を促進するため、当該住宅の新築・取得に係る税負担の軽減を図ることは効果的である。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項	租税特別措置の 適用実績	<p>&lt;認定低炭素住宅&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所有権保存登記 平成29年度 2,028件 平成30年度 2,426件 令和元年度 2,956件</li> <li>・ 所有権移転登記 平成29年度 169件 平成30年度 64件 令和元年度 51件 (法務省「登記統計」より)</li> </ul> <p>&lt;特定建築物&gt; 平成29年度～令和元年度 0件</p>
	租特透明化法に 基づく適用実態 調査結果	—

	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>認定低炭素住宅の総戸数は着実に増加してきている。本特例措置は、認定低炭素住宅の新築等を促進し、質の高い住宅ストックの形成に寄与している。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>家庭部門のCO2排出量を2013年度比約40%削減(2030年度)</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>目標期間を満了していないため、現時点で目標達成の成否を評価することは困難である。なお、認定低炭素住宅は一般住宅に比べて取得費用が高いため、普及には一定の期間を要するものと考えられる。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成24年度 創設  平成25年度 特定建築物を適用対象に追加  平成26年度 2年間延長  平成28年度 2年間延長  平成30年度 2年間延長  令和2年度 2年間延長</p>	